



南砺市告示第138号

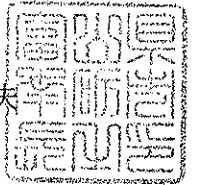
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県単独農業農村整備事業広安南川原地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年9月25日

南砺市長 田中 幹夫



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「在房」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
南砺市	広安	南川原島	5833 の 1 の一部、5863 の 1 の一部、 5864 の 2 の一部、5864 の 3 の一部、 5865 の 1 の一部、5865 の 2 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「広安」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	在房	59、60 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地 番
南砺市	広安	南川原島	5749 の 1 から 5749 の 7 まで、 5750 の 1 から 5750 の 3 まで、 5750 の 5 から 5750 の 18 まで、 5751 の 1 から 5751 の 4 まで、5752 の 1、 5752 の 2、5752 の 4、5752 の 5、5753 の 1、 5753 の 2、5753 の 5 から 5753 の 8 まで、 5753 の 10 から 5753 の 15 まで、 5754 の 1 から 5754 の 3 まで、 5755 の 1 から 5755 の 3 まで、5756 の 1、 5756 の 2、5757 の 1、5757 の 2、5761、 5762 の 1、5762 の 2、5763、5764 の 1、 5764 の 2、5767 の 1、5778、5779、5781、 5784 の 2、5785 の 1、5785 の 2、5792、5793、

		5802、5803の1、5803の2、5806、5809、 5810の1、5810の2、5811、5812、 5813の1から5813の3まで、5814、5815、 5816の1から5816の3まで、5817の1、 5817の2、5818から5820まで、5821の1、 5821の2、5822の1、5823、5824の1、 5824の2、5825から5827まで、5828の1、 5828の2、5829の1から5829の3まで、 5830の1、5831、5832の1、5832の2、 5833の1の一部、5833の2、5834、5835の1、 5835の2、5836、5837の1、5837の2、 5838の1、5838の2、5839の1、5839の2、 5840の1、5840の2、5841から5843まで、 5845の3、5847の1、5847の2、5847の4、 5852、5853、5854の1、5854の2、5855、 5856の1、5856の2、 5857の1から5857の7まで、5858の1、 5858の2、5859、5860、 5861の1から5861の8まで、5862の1、 5862の2、5863の1の一部、5864の1、 5864の2の一部、5864の3の一部、 5865の1の一部、5865の2の一部、 5866の1から5866の4まで
--	--	--

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。